

令和 7 年度 龍ヶ崎市立龍ヶ崎中学校 いじめ防止基本方針

龍ヶ崎市立龍ヶ崎中学校

I いじめについて

(1) いじめの定義

「いじめ」は、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※「いじめ防止対策推進法」第2条から

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のものと いじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものであるということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、生徒、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

- ・ 本校では「緊急いじめ対策委員会」を設置し、日々いじめがないか確認するとともに、いじめが発生した場合は組織的に対応する。「緊急いじめ対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任、各学年生徒指導担当教員、養護教諭、さわやか相談員、不登校支援担当教員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで構成する。
- ・ 毎週行われている「生徒指導部会」にていじめの兆候がないか確認し、いじめを把握した場合は「緊急いじめ対策委員会」にて校長を中心としたいじめ対策会議においていじめを認知し、指導方針の決定・共通理解をした上で迅速に対応する。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの「未然防止」のための取組

- ① 生徒が主体的な学びを進め、協働的な活動を通して「分かる」喜びを実感できる授業づくりに努める。
- ② 生徒会の呼びかけで、あいさつ運動やリーフリボン運動(いじめ・いたずら・嫌がらせをしないという意識の向上)を行い、人間関係や自己有用感の向上に努める。
- ③ 自尊感情を育てるために、生徒が主体となる行事(体育祭や文化祭)を学校内だけでなく、保護者や地域の協力を得ながら行い、生徒が自ら充実感をもてるような場を意図的に増やしていく。
- ④ 授業や休み時間、給食、清掃の時間、部活動の時間など積極的に生徒と関わる働きかけを行い、生徒と教師の人間関係の向上を図る。
- ⑤ いじめ相談 SOS を出せる「STAND BY」アプリを活用した出張授業や「ネット上のいじめ」防止に関する講演会等を実施することで、生徒や保護者へのいじめに対する意識を高める。

(2) いじめの「早期発見」のための取組

- ① 定期的な教育相談の実施や、気になる生徒には個別に相談の時間をとるなど、相談体制の充実を図る。
- ② 定期的にアンケートを実施し、教師が把握しにくい(潜在的な)いじめが起きているか確認する
- ③ 早期発見の方法を、アンケートやチェックリストだけに頼ることなく、日頃から教職員同士や生徒、保護者や地域からの情報をキャッチしやすいように連携を深める。
- ④ 遅刻・欠席・保健室来室の記録や登校状況(しぶりなど)などから、保護者と連携を図り、早期発見・早期対応をする。
- ⑤ 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進する。

- ⑥生徒が発信するSOSの小さなサインを見逃さないように、日頃から多角的・多面的な生徒理解に努める（チェックリスト、個別面談、個人ノート、家庭学習における一言交換などの活用）。

(3) いじめに対する「早期対応」の措置

- ①いじめを把握（認知）したら、早急に校長に報告する。校長は「緊急いじめ対策委員会」を開き、組織的に対応できるよう指導方針を決定する。市教委への報告も行う。
- ②いじめの訴えや状況把握は、学級担任だけでなく、複数の職員（チーム体制）で対応する。
- ③いじめの内容（身体的・経済的被害が繰り返される場合など）によっては、教育委員会や警察その他の関連機関との連携・協力を行う。
- ④調査結果については、被害（加害）生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。
- ⑤重大事態が発生した場合は、速やかに市教委に「重大事態」の報告を行い、市教委と連携しながら「緊急いじめ対策委員会」にて指導方針を決定する。

(4) 心の教育（豊かな心の育成）の推進

- ①学年学級経営の充実
- ア 望ましいリーダーと学年・学級集団の育成
 - イ 生徒相互、生徒と教師の信頼関係の構築
 - ウ 共感的理解に基づいた生徒指導の充実
- ②体験活動を生かした特別活動の充実
- ア 生徒が主役となる生徒会活動や委員会活動への転換及び活性化
 - イ 職場体験、自然体験、社会体験、ボランティア活動等の充実
- ③道徳の授業の改善・充実
- ア 一人一人の考えを大切に、本音で話し合える雰囲気作り、授業の改善
 - イ 身近な資料を工夫した教材開発、地域人材の活用
- ④読書活動の充実
- ア 朝の読書や図書館司書と連携した図書館教育の推進（県事業の推進）
 - イ 心の安定を図り、夢を育む読書活動の推進
- ⑤情報モラル教育の充実
- ア ネットトラブル防止の指導の充実
 - イ 保護者との連携したフィルタリング活用

(5) 「重大事態」と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、龍ヶ崎市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- ④調査結果については、いじめをうけた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤いじめを行った生徒・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- ⑥いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

< 龍ヶ崎市立龍ヶ崎中学校 いじめ発生時の対応フロー図 >

